

# ○ 衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（平成二十年庁訓第一号）

最終改正 平成28年11月21日

（趣旨）

第一条 この規程は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の趣旨を踏まえ、衆議院事務局（以下「事務局」という。）が保有する議院行政文書の開示についての運用の基本を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において、「議院行政文書」とは、事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 憲政記念館の資料取扱基準（昭和五十年十二月二十六日憲政記念館長決定）に基づいて管理されているもの

2 議院行政文書には、衆議院の立法及び調査に係る文書は含まれない。

（開示の原則）

第三条 事務局は、その保有する議院行政文書の開示を求められた場合は、何人に対しても、当該議院行政文書を開示するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 法令に別段の定めがあるとき。
- 二 当該議院行政文書に、会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれのあるものが記録されているとき。
- 三 当該議院行政文書に、[情報公開法第五条](#)に定める不開示情報に相当するもの（衆議院の立法及び調査に係る事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。）が記録されているとき。

（部分開示）

第四条 開示を求められた議院行政文書の一部に前条の不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示を求められた議院行政文書に情報公開法第五条第一号の情報に相当するもの（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の

部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものには当たらないものとみなして、前項に定めるところによる。

(公益上の理由により開示を行う場合)

第五条 開示を求められた議院行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示を求める者に対し、当該議院行政文書を開示することができる。

(議院行政文書の存否に関する情報)

第六条 開示を求められた議院行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該議院行政文書の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

(開示の手続等)

第七条 議院行政文書の開示を求める者に対しては、その者の氏名及び連絡先、開示を求める議院行政文書の名称等議院行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面の提出を求める。

2 議院行政文書の開示を求める者が文書の特定のための情報の提供を求める場合は、参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示の申出に対する対応)

第八条 開示を求められた議院行政文書の全部を開示する場合には、開示を求める者に対し、その旨を開示の日時、場所及び方法とともに、適宜の方法で連絡する。

2 開示を求められた議院行政文書の全部又は一部を開示しない場合には、開示を求める者に対し、書面でその旨を連絡する。当該書面には、開示しない理由を簡潔に付記するものとする。

3 前二項の連絡は、開示の申出のあった日から原則として三十日以内に行うものとする。

(第三者に対する意見聴取)

第九条 開示を求められた議院行政文書に事務局及び開示を求める者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、第三条に定める不開示情報に該当する事由の存否に疑義があるときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとする。

2 前項により意見を求められた第三者から当該議院行政文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示に先立ち、その旨を第三者に通知するものとする。

(開示の実施)

第十条 議院行政文書の開示は、文書及び図画については、これの閲覧をさせ、又はその写しの交付をすることにより、電磁的記録については、事務局が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により用紙に出力したものの閲覧をさせ、若しくはその写しの交付をし、又は事

務局が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴をさせることにより、これを行う。ただし、文書又は図画の閲覧の方法による場合において、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。

- 2 前項の写しの交付は、議院行政文書の開示を受ける者が別に定める額の手数料を納付した場合に行うものとする。
- 3 開示を求められた議院行政文書の開示より別の議院行政文書の提示又は情報の提供をする方が開示を求める者の目的に沿うと認められる場合は、これらの文書又は情報をもって開示の対象とすることができる。
- 4 議院行政文書の開示を受ける者に対しては、その求める開示の実施方法その他の必要な事項を記載した書面の提出を求める。
- 5 開示の実施は、議院行政文書の全部又は一部を開示する旨の連絡があった日から原則として三十日以内に行うものとする。ただし、開示の準備により事務に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(苦情の申出)

第十一条 開示を求められた議院行政文書の全部又は一部を開示しないこと(以下「不開示」という。)について、開示を求めた者から事務局に、その者の氏名及び連絡先、開示を求めた議院行政文書の名称等、苦情の具体的な内容その他の必要な事項を記載した書面により苦情の申出がされた場合には、事務総長は、衆議院事務局情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問するものとする。ただし、当該苦情の申出が、正当な理由がないのに、第八条第二項の連絡を行った日の翌日から起算して三月を経過した日以後にされた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する場合においては、事務総長は、苦情の申出をした者(以下「申出人」という。)に対して、同項本文及び第五項から第七項までの措置をとらない旨を書面により連絡する。
- 3 審査会は、苦情の申出について、事務総長の諮問に応じ、開示を求められた議院行政文書の全部又は一部を開示しないことの当否等について調査・審議し、答申するものとする。
- 4 事務総長は、審査会の答申があったときは、これを尊重する。
- 5 事務総長は、不開示とするときは、その旨を申出人に連絡する。
- 6 事務総長は、不開示としないときは、是正の指示を行うとともに、その旨を申出人に連絡する。この場合において、事務局は、申出人に対し、是正の指示に沿った形で議院行政文書を開示する。
- 7 前二項の対応は、申出のあった日から原則として四十日以内に行うものとする。

(議長への報告)

第十二条 事務総長は、この規程に基づく議院行政文書の開示の実施状況について、毎年一回議長に報告するものとする。

(開示等の事務)

第十三条 議院行政文書の開示及び苦情の申出に係る受付事務並びに議院行政文書の開示の実施等に係る事務は、庶務部文書課が行う。

- 2 開示を求められた議院行政文書の特定等に係る事務は、当該議院行政文書を保有している課等（衆議院事務局文書取扱規程（平成二十三年庁訓第四号）第二条第十六号に規定する課等をいう。）が行う。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成二十六年一月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（以下「新規程」という。）第十一条第一項、第二項及び第四項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる新規程第九条第一項又は第二項の連絡に係る議院行政文書の開示の実施について適用し、施行日前にされたこの規程による改正前の衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（以下「旧規程」という。）第九条第一項又は第二項の連絡に係る議院行政文書の開示の実施については、なお従前の例による。
- 3 新規程第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる新規程第九条第二項の連絡に係る不開示についての苦情の申出について適用し、施行日前にされた旧規程第九条第二項の連絡に係る不開示についての苦情の申出については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年十月五日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成二十七年十月五日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行前に衆議院事務局情報公開苦情審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの規程の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは衆議院事務局情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は新審査会がした調査審議の手続とみなす。

附 則（平成二十八年一月十八日）

この規程は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十一月二十一日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成二十八年十二月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の第十一条第一項ただし書の規定は、この規程の施行の日以後に

される衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程第八条第二項の連絡に係る不開示についての苦情の申出について適用し、同日前にされた同項の連絡に係る不開示についての苦情の申出については、なお従前の例による。

参考：行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抄）（平成十一年法律第四十二号）（本  
規程第三条第三号関係）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第

九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ